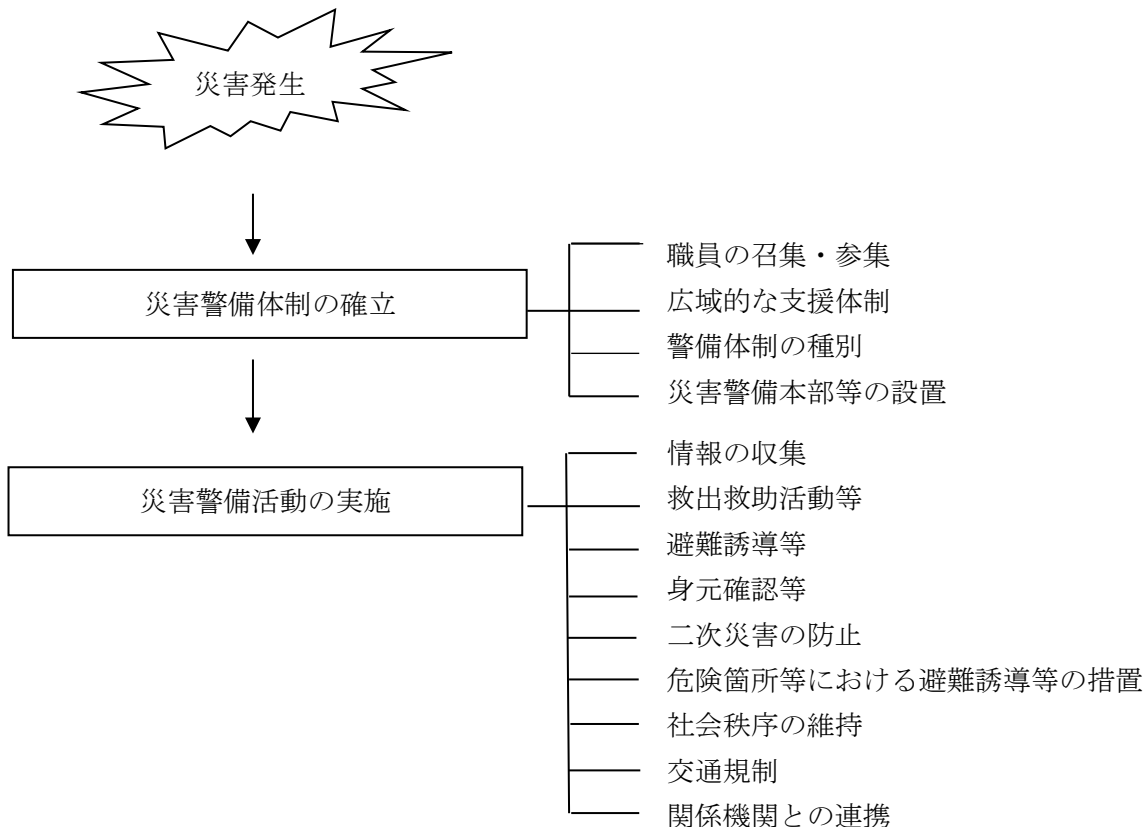


第5章 災害警備計画

1. 計画の概要

災害発生時において、町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

2. 災害警備計画フロー



3. 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

県警察は、大規模な地震が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 広域的な支援体制

県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

(3) 警備体制の種別

県警察の災害に対する警備体制は、次のとおりとする。

- ① 準備体制 災害発生のおそれはあるが、発生まで担当の時間的余裕があると考えられる場合
- ② 警戒体制 気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合
- ③ 非常体制 大規模な災害が発生し、又は発生しようとする場合

(4) 災害警備本部等の設置

県警察は、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部(警察本部に限る)、災害警備連絡室を設置する。

4. 災害警備活動の実施

(1) 情報の収集

県警察は、警察通信の機能を確保し、多様な手段により災害による人的・物的な被害状況を迅速かつ的確に把握する。また、夜間、荒天時格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターにより上空からの被害情報の収集にあたる。

(2) 救出救助活動等

① 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に警備部隊を被災地を管轄する鶴岡警察署等に派遣する。その際、災害発生当初の 72 時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

② 鶴岡警察署長は、自署員、応援派遣職員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助活動部隊の担当区域を決定する。

また、消防機関、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(3) 避難誘導等

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等に当たる。

① 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

② 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。鶴岡警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(4) 身元確認等

県警察は、町と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、死体検分の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、町災害対策本部に通報して避難勧告等の発令を促すとともに、災害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて、関係者に対し、避難等の措置を講じる。

(6) 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

(7) 社会秩序の維持

県警察の社会秩序活動は、次のとおりとする。

① 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混雑、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

② 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済犯、知能犯、窃盗犯粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

③ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

④ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど社会的混乱の抑制に努める

(8) 交通規制

本編第 10 章第 2 節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(9) 関係機関等との連携

① 町・県(災害対策本部)

県警察・鶴岡警察署は、町及び県災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に関する情報の共有を行う。

② 消防機関

県警察・鶴岡警察署は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

③ 自衛隊

県警察・鶴岡警察署は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

④ 関係団体

県警察・鶴岡警察署は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力を要請する。